

## 会 議 記 録

会 議 名 称	令和2年度第2回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和2年10月28日(水) 午前10時～午前11時45分	
場 所	中棟5階 第3・第4委員会室	
出 席 者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	事務局	総務部長、営繕課長、経理課長、地域施設担当課長、土木管理課長、土木計画課長、契約統括係長、契約担当係長、契約担当係職員
傍 聴 者	1名	
配 布 資 料	資料1 答申書(案) 資料2 告示文(案) 参考資料	
会 議 次 第	1 開会 2 議事 ○労働報酬下限額の設定について ア 工事又は製造の請負契約 イ 上記ア以外の請負契約並びに業務委託 ウ 指定管理協定 3 その他 ○第3回杉並区公契約審議会 4 閉会	

○会長           これより第2回公契約審議会を開会いたします。

最初に、事務局より開会のご挨拶を頂きたいと存じます。

○総務部長       本日、第2回の審議会でございますが、前回、整理をしていただいた労働報酬下限額の設定の考え方に基づいて、具体的な額、また工事請負については、公共工事設計労務単価に対する割合を議論していただくこととなります。

区からの諮問事項であります、その額、割合を幾らにするかということが最重要事項でございますが、同時に、なぜその割合、その額にしたかという議論のプロセスが非常に重要だと思っております。

ぜひ、委員の皆様には、公契約条例制定の趣旨を踏まえて、多面的、多角的に活発にご議論いただいた上で、金額あるいは割合をお決めいただければ存じます。

そうした議論の参考に、ここで一つ報告をさせていただきたいと存じます。去る10月7日に国家公務員のボーナスに対して、人事院の勧告が出されました。支給月を0.05月分引き下げるとい、リーマンショックの影響で引下げの勧告が行われた2010年以来、10年ぶりの引下げの勧告となりました。これを受ける形で、その後、10月23日に特別区の人事委員会から、同じく特別区の職員のボーナスを0.05月引き下げるとい勧告が出されてございます。これが実施されますと、備考に書いてございますように、特別区の職員の平均年間給与は約2万円の減となります。

月例給につきましては、国の勧告を受けて12月の月上旬に勧告が出る見込みでございます。その結果を踏まえて、第3回で最終的な答申を決めていただくということになると思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○会長           それでは議事に入りたいと存じます。本日は区への労働報酬下限額の答申に向けて、前回整理いたしました考え方に基づいて、工事又は製造請負契約の熟練労働者・一人親方と見習い・手元等の労働者の公共工事設計労務単価に対する割合、そして業務委託等や指定管理協定に適用する一律の時間単価について審議し、案を決定してまいりたいと考えております。

まず、事務局から参考資料を配付していただいておりますので、この内容

についてご説明を受けたいと存じます。

○経理課長 参考資料の2ページをご覧ください。こちらは公共工事設計労務単価に関する補足の内容になってございます。内容といたしましては、タイル工などの4職種につきまして、現在、公共工事設計労務単価の公表がされておられません。そのために、先行自治体におきましては、一旦、仮単価を算出した上で、労働報酬下限額を決定しています。

では、資料の(1)の表をご覧ください。この表は、過去に東京都が示した4職種の公共工事設計労務単価の参考値に、公表されている47職種の公共工事設計労務単価の平均上昇率を乗じて、年別に4職種の仮単価を算出した杉並区独自の試算表でございます。

次に、(2)をご覧ください。令和2年の4職種ごとの仮単価を基にいたしまして、1時間当たりの単価に換算し、先行自治体の公共工事設計労務単価に対する割合を乗じた金額を、モデル単価とした一覧でございます。

最後に(3)の表をご覧ください。この表は、先行自治体が定めた令和2年度の4職種の労働報酬下限額の一覧でございます。

この、(2)の区が試算したモデル単価と、それから(3)の各自治体の労働報酬下限額につきましては、金額は完全に一致してございません。これにつきましては、注記をさせていただきましたが、どの自治体におきましても平均上昇率を使った算出方法を公表していないため、独自に算定する結果で生じているものでございます。

この4職種の労働報酬下限額につきましては、本区はどのように取り扱うべきかご審議していただきたいと考えてございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。他区における労働報酬下限額の検討状況の調査結果を報告しているものでございます。

まず、(1)は、令和3年度の審議会の答申の動向でございます。(2)は、公共工事設計労務単価に乗ずる割合の根拠について、事務局で調査した結果をまとめたものでございます。

この調査より、各自治体は工事案件の平均落札率、または先行自治体との均衡を勘案して割合を決定していたということが確認できました。

そのほか、参考資料といたしまして、4ページ以降に、本区の予定価格

5,000万円以上の工事請負契約の年度別の平均落札率、また先行自治体の労働報酬下限額の状況、本区の令和3年度の特定公契約対象見込み数、今後のスケジュールをまとめましたので、審議の参考にしていただきたいと思います。以上です。

○会長            それでは、資料1の答申書の2ページをご覧ください。

それぞれ項目立てがございますので、この順番で議論をしていきたいと思  
います。参考資料についてご質問はございますか。

( なし )

○会長            それでは、私から1点だけ質問がございます。渋谷区のタイル工の労働報  
酬下限額だけ、少し突出しているのですが、何かあるのでしょうか。

○経理課長        渋谷区のタイル工につきましては、確かに金額だけ見ると、かなり高い金  
額になってございますが、この算出根拠につきましては、完全に把握はで  
きてございません。

○会長            あと、人事院勧告の月収に関する情報は特にございませんでしょうか。

○総務部長        まだ確たるものは情報としては得られていません。

○会長            分かりました。ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思  
います。

最初に熟練労働者・一人親方から始めまして、順を追って、審議させてい  
ただきたいと思います。下限額の決定に当たっては、当審議会といたしま  
しては、なぜその割合、金額としたのかという理由、考え方が区民の皆さ  
んにきちんと伝わるのが大事だと考えております。そういう意味での対  
外的な説明責任があろうかと思しますので、その点を、ぜひともご考慮い  
ただいてご発言いただくよう、お願いを申し上げたいと思います。

そこで、事務局のほうからご説明がございました公共工事設計労務単価  
のうち、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工に関する労働報  
酬下限額についてご意見を頂戴いたしたいと思ます。

この件に関しましては、仮単価を設定するか、設定する場合は算出方法  
をどうするかという点について、ご発言をお願いしたいと思います。

○委員            建築協議会として話し合った中でも、似通った職種と同じような公共工事  
設計労務単価を考えていただけたらいいのかなと思います。

例えば、屋根ふき工であれば板金工が一番近く、屋根ふき工は、板金や瓦をやったりすることもあります。建具工だと内装工に近いのではないのでしょうか。そういった形で一番近い職種と同一金額で考えていただけたらと思います。

- 会長 板金工というのは今回の資料にないですが、何か資料はございますか。
- 総務部長 前回お配りをさせていただいた参考資料に47職種の公共工事設計労務単価の表がございます。直近の板金工の設計労務単価については、2万7,900円ということになっております。モデル単価に比べると、かなり高額になっております。
- 会長 相当違いますね。
- 総務部長 それから、内装工の直近の公共工事設計労務単価は2万7,700円となっております。
- 経理課長 スクリーンにも前回資料を表示させていただいています。
- 会長 市場的に考えると、単価の違いというのは理解しがたいところがありますが、何かご存じの方はいらっしゃいますか。
- 経理課長 事務局から資料の補足をさせていただきます。2ページの(1)の表をご覧ください。公共工事設計労務単価を公表しない代わりに東京都が参考値を提示してございます。

例えば、屋根ふき工であれば、平成26年に8時間当たり1万4,637円が参考値として提示されました。同様にタイル工、建具工、建築ブロック工については、平成30年に参考値が示されております。

- 会長 分かりました。現状として差があるということは、それなりの理由があるのだらうと思います。
- 委員 本件に関して具体的な準備をしてきたわけではないので、もし誤りがあつたらご指摘ください。

公共工事設計労務単価における屋根ふき工の定義というのは、瓦ぶき、スレートぶき、主に木造家屋の屋根ふきを中心と想定した職種というふうになっております。中でも板金工に該当するものは除くという記載が公共工事設計労務単価の設定にございますので、板金に当たるような屋根ふきであれば、板金工の単価を適用すればいいことであって、屋根ふき工に特段

の単価を設定しない選択もあるのではないかと感じました。

○会長           ありがとうございます。公共工事設計労務単価につきましては、屋根ふき工の仕事の内容によっては板金工で拾うべきものはあるという点は分かりましたが、その区別があると理解いたしました。委員のご発言としては、ご要望として承っておきたいと思います。ほかに、この件に関しましてご意見はございますか。

○委員           一般家屋の場合、屋根や板金をやるのが当然起こっております。この仕事は瓦だから屋根ふき工、この仕事は板金だからとなると、瓦を扱う方がいなくなってしまうので、設定していただけたらと思います。日本家屋が当然減っていますから、ご理解いただきたいところであります。

○会長           屋根ふき工というのが、全体の公共工事設計労務単価の基礎として置くのかどうか。先ほど、置かないという選択肢もあり得るのではないかというのは、仕事の中身が非常に変わってきていることと関連していると思います。

ただ、そこの中身をこの審議会で検討するということになる、大変な作業になると思いますので、そういう問題点があるというご指摘については、私としても受け止めさせていただきたいと思います。

一応、単価の設定において従来のこの職種別ということをご審議をお願いできればと思います。

○委員           そうすると、単価を置かないという選択肢がいいのかと思いますが、置かなかった場合、実際にどこで適応していくのかなというところはあります。

○会長           ご提案としては、置かないという選択肢もあると思いますが、私としては、公契約の出発のところでございますので、今回は、これらの4職種について基準を置いて、実施の過程で様々な問題点が出てきたときに、改めて委員のご発言の趣旨を踏まえて検討するというような方向がいいのかなと考えているところでございます。

ほかに、この点に関してはいかがでございますか。

( なし )

○会長           そうすると、公共工事設計労務単価が公表されていない4職種について、最初の出発ということでもございますので、仮単価を設定させていただ

て、国の公表どおりの51職種の労働報酬下限額を定めるというのが妥当ではないかと思います。

その上で、他の47職種の公共工事設計労務単価が毎年の平均で得られる額を仮単価として設定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 了承 )

○会長           ありがとうございます。それでは、次に工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額のうち、熟練労働者・一人親方の公共工事設計労務単価に関する割合についてのご意見を頂戴できればとお願いを申し上げます。

○委員           私ども東京商工会議所杉並支部建設分科会では、9月の末に役員会を行いまして、本件に関して意見を頂いて、まとめてまいりました。

まず、熟練工と見習い・手元を分けるということに関しては、公契約審議会で出たとおりご賛成をいただきました。

熟練工の割合については、このコロナ禍で非常に景気の先行きも危ぶまれる中で、できれば低いほうがありがたいという意見もあります。

一方で、区内業者の優先という一つの目標を掲げていただいている中、いわゆるダンピング対策ということにおいても、事業者も協力していきたいというところがありましたので、85%にしてほしいという意見も当然ありました。

できれば、ダンピング業者が入ってきたときに、調査基準価格の運用であるとか低入札調査の厳格化を通じて、ダンピング業者が入ってこないような形で運用をお願いしたいという意見で、東商の意見としてはまとまっております。

○会長           そうすると、具体的な割合の数字としては。

○委員           昨今、区の入札でいわゆる入札の予定価格に対して、調査基準価格と低入札調査の厳格化をお願いして、90%でご協力していこうというのが我々の意見でございます。

○会長           ありがとうございました。一つのたたき台として、90%というご意見を頂戴いたしました。ほかの委員の皆様、いかがでございますか。

○委員           落札率を上げる意味でも、労働者側としては、話し合った結果93%でお願いをしたい。

公共工事ですので、市場原理に惑わされないような単価で皆さんが働いていけるというところを目指したいというところで、ぜひ93%でお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかの委員の方々、いかがでございますか。

○委員 先ほど落札率という話が出ましたが、私も落札率に連動して、この割合をよりどころとして決めるべきではないかとは思っております。

落札率は、年によって数字にばらつきがありますので、平均を取って93%という考えもあると思いますけども、例えば平均が92%だったとしても、実際にはばらつきがあります。公契約条例上、下請業者の存在が予定されています。また、様々な業者が受注するというのも一つの視点であるかと思っておりますので、90%が相当ではないかと考えております。

○会長 ありがとうございます。

今、90%あるいは93%という数字が上がっているところかと思えます。先行自治体を見てまいりますと、85から90%という数字がある中で、杉並で3%高いというのは、なかなか重みがある感じはします。

先ほど、85%で出発したいが、様々な公契約のダンピングを防止というのは、まさに公契約条例の趣旨を踏まえて、やや高めの設定で協力したいというご意見も頂戴したところですが、そうしたお立場からすると、93%は難しいというご意見でしょうか。

○委員 厳しいラインだと思います。

○会長 建築関係においては、93%で設定するというよりは、出発点としては近隣自治体との関係を踏まえ、90%あたりで出発し、それが落札率や近隣自治体との関連も含めてどう検討するかというところが良いのではないのでしょうか。

○委員 公契約条例の目的の一つで、ちゃんとした賃金を下まで届けたいというところがあります。それに合わせて、当然、落札率も上げていただきたい。

例えば90%のものが落札率95%になったからとしても、予算が足りなくなるわけではなく、予算は100%で組んでいますので、落札率を上げていただいて、賃金を下まで下ろしていただきたい。

落札率を下げないためにも、こちら側としては93%でお願いしたいという



意見がまとまっております。

やはり、90%が落とすところになるのかなというところはあるのでしょうかけれども、ぜひ、落札率を上げていき、区民福祉に貢献し、地域業者も守っていくというところで、93%が無理でも、91%でも上げていただきたいと思います。

○会長 今、ある種、修正のご提案で91%という数字をご提示いただきましたが、この辺をめぐるはいかがですか。

○委員 当然落札率が上がればいいと思っておりますが、なかなかそうはならないという現実がございます。

当初は90%という数字も我々の分科会の中でも反対意見もあった中、90%で出そうと決めてきたものですから、ぜひ、90%でお願いしたいというのが意見でございます。

○会長 事務局でこの単価と落札率との関連のエビデンスはありますか。

○経理課長 これは、あくまでも先行自治体、あるいは公契約条例に精通している方たちにお伺いをした話ですが、工事における落札率が労働報酬下限額によって直接的に影響を及ぼすことは、エビデンスとして把握できておりません。

○会長 今後、合理的な説明という観点からエビデンスを明確にしていくのが必要だと思います。

現時点におきましては、ご意見のあった落札率の問題と労務単価との相関関係について十分なエビデンスがないとすれば、差し当たっては近隣自治体に合わせた90%というのは、近隣自治体の中では一番上の比率でございます。そこを出発にして、今後、経営者団体や労働組合の方々も含めて、エビデンスを出していただいて、これが必要ということになれば、区民に対しても合理的な説明ができ、また業界団体の方々にもご理解を賜れるのかなと思います。そういう意味で、今回は90%をスタートということで、いかがでしょうか。

○委員 私も業界ではないので、よく分からないというところがありますが、この賃金だと厳しいというところがあるかと思っております。

参考に、発注価格自体は今後上がっていくのか、やはり抑えたままでこの単価を決めていかなきゃいけないのか教えてください。

○営繕課長 発注価格自体は、東京都の財務局の単価を採用しておりますので、区独自の単価というのはございません。

ただ、単価表にないものは見積りを取って、単価を設定しているというところがございます。基本は東京都が定めたものを採用していますので、それが上がれば、当然、発注価格も上がっていくということになるかと思っております。

○会長 ありがとうございます。建築単価自体は、この数年で一気に上がったというので、今後、上がっていくかどうかというのは、見通しづらいのかなと思っておりますのでございます。

ご異論のあるところでもございますが、90%で出発し、それを引き上げていくような方向も含めて今後の検討にすることをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

( 了承 )

○会長 それでは、熟練労働者・一人親方の公共工事設計労務単価に対する割合は90%にしたいと思っております。

理由といたしましては、多くの特別区の自治体が90%という割合にしていますので、ここから低くするというのはいかがかと思っておりますのでございます。

もう一つは、必ずしも平均落札率だけでこれを決定するのが全体として妥当かということについては、まだ十分なエビデンスがない状況ということなので、90%を出発点としたいと考えております。

( 了承 )

○会長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、見習い・手元等の労働者の公共工事設計労務単価に対する割合について、ご議論を頂戴できればと思っております。

○委員 9月末に役員会を実施しまして、前回の公契約審議会で頂いた資料を配付して、議論させていただきました。

足立区や世田谷区、目黒区等のように1,300円を超える労働報酬下限額の設定は、非常に厳しいという意見がありました。

私どもからの意見として申し述べさせていただきますが、見習い・手元は、

いわゆる手伝いなどの業務が想定されるため、最低賃金プラスアルファ程度で働いている方が多いです。

公共工事設計労務単価を基とするのではなく、水準で言えば、この後に出てきます委託業務等の水準に近い金額が適切ではないかという意見がございました。

二つ目として、昨今、杉並区内の事業所においても、技能実習生の雇用を展開している会社が少なからずございます。いわゆる外国から来ていただいている労働者の方ですが、支払う給与は最低賃金程度です。

それに加えて、住宅に関する手当等や日本国内に彼らを送り出す機関に月数万円の費用を対価として払っています。

技能実習生は日本で3年間働きますが、1年目は見習い・手元のような業務に従事することが多いです。また、住宅に関する手当は、8万円の部屋に2人で住む場合、一人当たり2万5,000円分の家賃を負担しているということと、送り出し機関に一人当たり月4万円を払っているため、技能実習生に対して1,300円を超える労働報酬下限額というのは、非常に厳しいという意見です。

具体的に言いますと、土木の事業者の方ですが、大体一つの現場をやるのに20人から30人ぐらいの労働者で行っている中で、技能実習生4名が仕事に就いています。労務の2割を担う重要な戦力であるとおっしゃっていました。

私の会社でも、一次下請の会社では、型わく工、鉄筋工、とび工には技能実習生が来ています。

時間がなかったもので、我々の会社でどのぐらいの技能実習生がいるかということは申し上げられませんが、昨今の建設事業においても、確実に労働力として彼らに力を担っていただいているので、この労働報酬下限額1,300円を超える水準というのは非常に厳しいということを申し上げたいと思います。

見習い・手元につきましては、委託業務に合わせた形で千百何十円とか、そのぐらいの水準でお願いしたいというのが、私どもからの意見です。

○会長            はい。ありがとうございました。ほかに、ご意見いかがでございますか。

○委員            私たちの組合にも多くの外国の方が入ってきていらっしゃるの、目の当たりにしているところではあります。

経費がかかるというところではありますが、現場で働く方が最賃に近い金額で働くことがあってはいけないと思っています。危険と隣り合わせで、コンビニよりも安い賃金で建設の方が働くというのは、やっぱりあってはならないことだと思います。杉並区内の未経験の方のアルバイトの募集でも、日給で1万円を下るものはありません。未経験者でも1万円以上の募集がありますので、日給換算にして1万円以下というのは、あり得ないことだと私は思います。

月14、15万円のような給料だと、とても大変ですから、しっかり働いていただくためにも、日給1万円は下らないでいただきたいと思います。

- 委員           これは、時間単価で幾らというご主張と伺えばよろしいのでしょうか。
- 委員           1万円を割ると1,250円になりますので、最低でもその額ですね。建設ですから1,300円頂ければなど。
- 会長           1,300円程度が妥当ではないかというご意見ということですね。  
外国人実習生との関連でのご発言だったのですが、一般にというところではいかがですか。
- 委員           見習い・手元に関しても同じ考えです。日本人も同じように日給1万円は守りたいので、1,300円でお願いしたいと思います。
- 会長           はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございませうか。
- 委員           この熟練工と見習いを分けたということは、やはり職務の実態ですとか、経験や実務が異なるということで分けたという要素があると思います。  
労働報酬というのは、法的に考えると賃金であって、賃金は労働の対価ですから、労働の実態を見ながら、金額を考えていくのが、法律的には考えられるのではないかと。
- やはり見習い・手元ですと、熟練工ではやはり経験・実務が異なりますので、下限額としては、先ほど委員がおっしゃった千百幾らですとか、そちらを目安として考えるべきではないかと。その上で、柔軟性を持たせるためにでも、下振れで考えたほうがいいのかと考えております。
- 会長           ありがとうございます。先ほど、コンビニより安いというのはいかがかと発言がありましたが、一般的には、建設現場ということになると、店舗での販売業務よりはなかなか厳しいのかなと思います。

事務局で職種的なイメージとしてどこに寄せてお考えなのか、少し整理していただけてはいかがですか。

○経理課長 コンビニと工事請負となりますと、関わり方がかなり異なっているとは思いますが。工事という特殊なお仕事に適した賃金は幾らが妥当なのかというところをご議論いただければと思っています。

○会長 近隣自治体は、何を参考に設定されていますか。

○経理課長 渋谷区は、設計労務単価を基にせずに、区の職員の給料表を参考にしています。結果として委託業務の時間単価と同額にしてございます。

足立区、世田谷区、目黒区、新宿区は1,309円と1,348円に分かれてございます。世田谷区、目黒区、新宿区のグループにつきましては、先ほど委員の中の発言にありましたが、軽作業員の公共工事設計労務単価を基に何割が妥当かということ議論されて、積算をしております。

足立区につきましては、日給に例えて1万円ぐらいを目指そうというような審議があったというふうに聞いてございます。

○会長 会計年度任用職員の単価に寄せて議論したところと、足立区や世田谷区のように公共工事設計労務単価の軽作業員を基にしたというのと、ばらつきがあるということですね。

軽作業員を基にすると、委員の言われた1万円台というところは確保できるところになるかと思えます。

技能実習生の話がありましたが、この公契約の趣旨からして、これから我が国はこの技能実習生を経て、さらに、定住とは言わないまでも枠を設けて、施策的に多くの外国の方に来ていただくという方向でかじを切っているかと思えます。

そういうことを踏まえますと、日本人の方の単価を引き下げる方向で議論するというのは、あまり適当ではないのかと思っております。

単価を決める際に外国人の方の福利厚生的なお金がかかることを考慮するのは適当ではないのではないのかというのが私の意見でございます。

○委員 技能実習生は社会保険に加入するため、一人親方との比較というのは、かなり厳しいと思います。

社会保険を負担した上での1万円と労使折半で技能実習生が負担して社会

保険の分も考えると、我々9,000円という主張ですが、そのぐらいの差はあって当然かなと感じます。

○会長 要するに、一人親方的なところについても今後どう考えていくのかということも雇用労働施策全般の中では、今、議論になりつつあるところだと思います。

社会保険料の負担分を単価に反映させることで、区のメッセージとして、働いている方が様々な社会保険を享受できるということは、極めて重要なことだろうと思います。

そこで、外国人技能実習生の方を、一人親方を使ってもいいですが、外国人技能実習生の方をご利用されているというのは、ある種の経営のご判断という側面があるかと思います。

そこをベースに考えて、そうではない一般の方の単価の引下げ要因となるのは、この条例との関連では、なかなか合理的説明にはならないのではないかと考えております。

○委員 例えば、この審議会の過程として、技能実習生は特殊なので裁定があれば、我々も何とかかなかなという気がします。

今回もいろいろ話し合ってきましたが、労働性という意味では、技能実習生も一般の日本人も同じなので、なかなか差がつけられないものだというようなことで話をしてきました。

○会長 建設業界においては重要な戦力になっているのは分かりますが、技能実習生でない方の単価が言わば適正なのかというところは、ベースにして考えざるを得ないのではないかと思います。

あとは、言ってみれば技能実習生をお使いになっている人の一種のリスクの負担と考えなきゃならないと思います。

おっしゃられたように、やはり技能実習生とその他を区分するというのは、これは間違いなくまずいと思います。

○委員 先ほど事業主の社会保険料の負担という話が出たかと思いますが、工事する際には別枠で請求ができるという形になっているはずです。

標準見積書という形で、国交省が5年ほど前から社会保険未加入問題、建設業にスポットを当ててやってきた中で、本人の負担分は本人が負担しま

すが、事業主の負担分は別枠請求ができようになっているはずですが。

工事期間中になるかとは思いますが、請求していただいて、もらうような形にされたほうがいいかなと思います。

○会長 事務局どうでしょうか。

○経理課長 今、委員から説明があったとおり、事業主が負担しなければならない社会保険料については、例えば発注者に対して、見積り等によって請求することが可能になっております。

○会長 ご指摘ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

開きのある議論なので、なかなか厳しいところではありますが、足立区が1,309円、一番近いところの世田谷区、新宿区が1,348円という実勢を踏まえますと、軽作業員の単価をベースにして杉並区も考えるのが、公契約条例を踏まえた議論としては、適正な方向かと思えます。

○総務部長 ご議論をしていただきたい点がまさにそこでございます。

先行自治体では軽作業員の単価に割合を掛けて金額を出している区が複数ありますが、軽作業員の仕事と、先ほど委員からもご説明のあった見習い・手元の仕事というのがそこまで連動しているものかという疑問がございます。

各職種の労務単価に9掛けするのは、その職種の人たちにお支払いする金額ですので合理性があると思いますが、軽作業員の見習い工、軽作業員の手元ということではなく、あくまでもその単価を参考にして、見習い・手元の金額を出そうということだとすると、そのよって立つ数字として、軽作業員の単価にどのような意味があるのかが疑問なところもあります。

一方で、やっているお仕事との見合いで、実際にお支払いしている金額を多少引き上げるといふことであればどのぐらいの金額が適当なのかという議論もあってもいいのかなと思ひまして、もう少し議論していただければなと思ひます。

○会長 軽作業員と全く同じでないということですが、基準がないわけですよ。近隣自治体との関係で、いきなり、例えば会計年度任用職員をベースにといふ話になりますと、やはり開きが大きいような感じがします。

あくまでも、軽作業員単価と全く同じだといふ考え方には立たないまでも、

一定の参考材料としたほうが、先ほどの90%というのも近隣自治体とのバランスから、世田谷区まではいかないにせよ、イメージとしては1,300円ということで約1万円強ですかね。最低でも1,250円というご発言もあったところですので、その辺をベースでということですかね。世田谷区、新宿区とあまりに開きがあるというのもどうなのかなという感じもします。

○総務部長 この後、委託と指定管理についての単価についてもご議論あると思いますが、やはり現在の賃金の支払い実態と他区との均衡というのは、一つの議論の視点になるかと思いますが、そういった観点で、この見習い工のことを考えてみると、先ほど委員のほうからお話があった技能実習生を例にとると、賃金は確かに最賃に近いところでしょうかね。

事業主が一人当たり2万5,000円分の住居費を負担しているというお話がありました。これは、当然、賃金に本来加算してみるべき数字だと思うので、そうしますと、2万5,000円ということになると、20日間で割って8時間で割ると時間当たり156円になるので、仮に、賃金自体は1,013円の最低賃金でお支払いされていたとしても、実質的には1,169円の時間単価で報酬が払われているということになると思います。

底上げを図るとというのが条例の趣旨でもあるので、委託については、最低賃金によっているところを、特定公契約の対象業務として指定をしております。この後、議論が行われるわけですが、他区見合いでどれぐらい上げるかということを考えてときに、こちらの見習いのほうが現状よりもすごく上がってしまうと、委託と工事との間で金額のバランスというものも欠くことにもなると思ひまして。

一方で、1,300円というラインも大事ですが、そういう視点も少しあってもいいのかなと事務局としては思っているところでございます。

○委員 今のお話だと、事業主が2万5,000円負担していただいているとのことでしたが、どの事業主も負担されているわけではないので、それを時給に換算して議論をするのは違うかと思ひます。

私たちの組合にも負担している方、もっと負担している方、負担していない方がいらっしゃるのので、一つの例を取って議論するのは違うと思ひます。

○総務部長 おっしゃるとおりだと思います。逆に2万5,000円払っていない場合は、も



う少し時給単価が高いのかも分かりませんし、その辺の賃金支払いの実態と、実際に行っている労働の内容ですね。そういうものを踏まえた上で他区とのバランスも考えるという視点が必要なのかなというふうに思った次第でございます。

- 委員 職種、仕事をしている仕事の内容で考えていただきたいなと思います。
- 委員 一人親方や見習いというのは公共工事設計単価に見習い工は入っていないですね。この軽作業員を持っていくというよりも、これは独自に考えたほうがいいのではないのでしょうか。
- 会長 事務局のほうで補足願っても、よろしいですか。
- 経理課長 熟練工につきましては、先ほど委員の皆さまに審議をしていただきましたが、第1回の審議会のときには、仕事の内容、責任の負担から考えると、見習的な仕事を担っている方の下限額を設定することといたしました。今、ご審議いただいている内容というのは、設計労務単価のどこにあるということではなく、この審議会独自の決定事項ということでご審議いただきたいと思います。
- 会長 私も基本的にそのように理解をしておりますが、熟練工とのバランスも見なければならぬので、最低賃金レベルということはある得ないと思いません。
- 先ほど委員からもありましたが、部長がおっしゃったモデルだけを根拠にするのはいかがかなと。
- 例えば、案として1,250円という水準も出されましたが、そこら辺はいかがでしょうか。考え方としては、非常に単純作業が多いということに寄せて考えてしまうのはいかがかなと。
- 先ほど、お仕事との関連でとおっしゃいましたので、仮に軽作業員を持ってこないにしても、この対象になるお仕事との関連で、一定の合理的説明がついたほうが良いと思います。
- 経理課長 先行自治体が根拠としてきた軽作業員ですが、そもそも軽作業員の職種を選んで審議してきたという経過よりも、私たちの認識しているところだと、日給1万円を目安にということが審議の中心であったと理解してございます。

その設計労務単価を基にということも、先行自治体の審議会では検討していたことを踏まえまして、どの設計労務単価の職種を引用してくることが1万円に近いかという議論の中から設定されたのがこの単価と認識してございます。

○会長           この審議会で独自に決めた場合、何を判断して決めたかという話になるかと思えます。例えば、日給換算して1万円の確保というのは、一つのメッセージではあるかと思えます。そうなりますと、いろいろご意見のあるところですので、先ほど委員から出た1,250円から1,300円ぐらいの幅で決めてよろしいですか。

○総務部長       ほかの自治体の審議会の答申を拝見しても、幅での答申というのは見当たりません。特別区の人事委員会の月例給の確定値なども参考にさせていただいて金額を決定していただきたいと思えます。今日のところは幅で決めていただき、次回に持ち越しということでも。

○会長           私が気になるのは、近隣自治体との格差をどう考えるかというところです。今後、委員の皆様にも持ち帰ってご検討いただくとともに事務局のほうでもご検討を頂戴するという事で、中間的なまとめになりますが、1,250円から1,300円の幅でということではいかがでございますか。

( 了承 )

○会長           ありがとうございます。それでは、次に、業務委託契約と指定管理協定に関する労働報酬下限について、参考とする給料表、時間単価について、ご意見を頂戴したいと思います。

○委員           私どもの組合とすれば、パートタイマーの一般事務か行政職の事務系かというので割れていますが、前回、皆さんにもお話ししたように、区の行政より高い金額は出せないなと話しましたが、目安的には1,100円かなと思っておりますが、パートタイマーの一般事務1,083円の端数を切って1,080円ぐらいから行きたいなと思っております。

○会長           1,080円から1,100円ぐらいということですね。この点、いかがでございますか。

○委員           時給が上がると、いろんな部分で影響が出てくるということは十分承知の上での発言ということで。条例の目的で適正な労働環境の整備だとか、基

本方針の中にも適正な労働条件の確保というようなところがありますので、基本的には賃金ですので、これで生きていくという視点があります。

労働組合側としては、しっかりと普通の生活が送れる賃金水準というところで、月給ベースですが18万3,000円という一つの水準を持っています。リビング・ウェッジということで、最低限生きていけると。

ただ、高過ぎるというご意見になるのかなと思っておりませんが、条例の目的からすれば、目指していただきたいところです。

もう一つは、区の賃金という中で、高卒初任給14万7,000円というのが一つの水準と考えております。

○会長 時間単価にするといくらでしょうか。

○委員 1,100円台の後半の金額になります。

○会長 はい、分かりました。ほかにご意見はございますか。

○委員 私としましては、この、会計年度任用職員のパートタイマーの行政職一般事務補助の1,083円を目安にしたほうがよいのではないかと考えております。

理由としましては、法律的な観点から申し上げますと、この業務委託というのは、請負契約、業務委託契約でして、純然たる雇用契約ではないということですので、区職員にはちょっと該当しないのかなと考えております。

その上で、特定公契約の対象業務が建物清掃ですとか、学校用務とか給食調理とか、様々な業務が包含されていますので、労働報酬下限額という最低ラインのことから考えますと、一般的な行政職の一般事務補助を選ぶのが相当ではないかと考えました。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

○経理課長 先ほどの高卒初任給の14万7,100円につきまして、1時間あたりに換算した単価で1,129円でございます。

○会長 ありがとうございます。幾つかの考え方があるかと思いますが、区が民間の業者に対して出すものという側面があったときに、会計年度任用職員の単価よりも高い設定というのは納得性がないのかなと。

会計年度任用職員の方の仕事も多様なことも重々承知はしておりますが、それなりの連動性があると考えていくと、今出された、一般事務補助というところですかね。1,100円に近いところという意味では、説明としては非

常にすっきりするのかなと思います。

○委員 　少し低いというイメージでございますが、今後の議論も含めて条例の目的をしっかりとった上で議論していただきたいなというようなところがあります。

品質の確保などを考えたときに、やはり労働者でございますので、いろんな論理はあろうかと思いますが、この金額で本当に大丈夫なのかという心配があります。

また、資格を持っている者や人の命を預かるというような職種は、例えばプラス100円するなどしていかないと、条例の目的に沿ったものになっていかないのではないかなと思っております。

○会長 　職種ごとという意味では、先行自治体を見ていると、一律というところが多いという理解でよろしいですかね。

○総務部長 　職種ごとに設定している自治体も幾つかございますけれども、1年目は一律にして、そこから少しずつ、実際の委託業務の給料の支払い実態などを分析した上で職種ごとに定めていくというケースが多いようです。

先ほど委員からもお示しがありましたように、今回お配りした資料にも記載がある七つの対象業務を、労働報酬下限額の対象業務として定めておりますが、これ以外にも、区の委託業務の業態というのはたくさんございます。まだ、完全にその部分については、給料の支払い実態の詳細までつかめていないところはありますが、今回選ばれたこの7業務というのは、他の委託業務に比べて、より最賃に寄っている支払い実態が多く見られるという業務なわけでございます。

○会長 　比較的単純労働というご理解ですね。

○総務部長 　そうですね。ただ、対象にしなかった7業務以外の委託業務の中にも、専門性を有する仕事もあれば、単純なお仕事もあって、それらが含まれて一つの委託業務を構成している場合もございます。そういう業務に従事している労働者の賃金は最賃に張りついていないにしても、例えば1,050円や1,070円とかという実態はあるようですので、あまり高く設定すると、今回、特定公契約にしていらない労働報酬下限額の対象にならない労働者の方の賃金を上回ってしまいます。そういうことが起こるといえることがあるので、

今後調べをつけて、対象にすべき委託業務の数を増やしていくということは視野に入れておりますが、来年度については、一気に高くしてしまうと、いわゆる逆転現象が起こるということも念頭に置いてご議論いただければと思います。

○会長           はい、分かりました。

今の政府の政策が安定されていけば、来年以降は前のペースで賃金が上がっていくということも考えると、事務局も特定公契約について、さらなる検討をされていくと伺いましたので、出発点として1,083円ということはいかがでございますか。

○委員           一応、理解はしましたが、議論として最賃をベースに考えるというのが、少し違和感があるなというところですね。

あくまでも、先ほど言いましたように、生活できるかどうか。最賃では生活はできませんので、やはり区の発注というところですので、そこはしっかり今後の議論の材料としていただきたいというところです。

あと、会計年度任用職員との逆転現象も見ないといけないのかなと理解をする一方で、会計年度任用職員の給料というのは、委託だとか発注するときに、そこを見た上で、賃金決定ってしていないような気がする。少し整理が必要ではないかなというふうに考えております。

○会長           ありがとうございます。会計年度任用職員の給与も条例で決まっていますから、そうした手続は踏まえたものと思います。

それから、日本の最低賃金というのは、国際的には低いと言われていて、これを変えていく方向性というのはかなり打ち出されてきて、かつて言えば、東京の最賃と実勢賃金なんて、相当な開きがあつて、あまり関係ありませんでしたが、今は実勢賃金に近くなってきているので、今の最賃自体を上げていく方向性だということを踏まえて、こういう議論のときに、下限という意味での参考にはできるのかなというふうには思います。

ただ、全体の水準が低過ぎるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

それでは、1,083円というのを出発点にさせていくということにしたいというふうに思います。

ただ、特別区の人事委員会勧告の状況に応じて若干変動はあるので、12月

に決定したいと思います。いかがでございましょうか。

( 了承 )

○会長            それでは、一通りご審議をしていただきましたので、これを答申のほうに落とし込んでいきたいと思います。

○経理課長        ご審議ありがとうございました。審議していただいていた現在の内容につきまして、印刷をして、委員の皆さんのお手元にも配付いたします。

( 追加資料配付 )

○会長            それでは、お手元に届いたかと思います。ご審議を頂きまして、熟練労働者・一人親方については、その公共工事設計労務単価に90%という、90という数字が入ります。

それから、見習い・手元等の労働者につきましては、今日は中間的でございますが、1,250円から1,300円とするのが妥当であるということになりました。

それから、請負及び業務委託でございますが、会計年度任用職員（短時間・一般事務）を参考に、1,083円とすることになりました。

改めてご意見はございますか。委員の方の中にはいろいろなご意見があつて、全面的に納得ということにはならないかと思いますが、まげてご協力を願ったというふうに理解をしております。大変ありがとうございました。

そうすると、これで令和3年度における労働下限報酬額の決定案、ただし、見習い・手元につきましては、これにつきましては、一定の幅で決定ということになったかと思います。そういう意味で、答申案につきましては、この見習い・手元工以外のところ、これはこれで決定ということで、よろしいでしょうか。

( 了承 )

○会長            ありがとうございます。

ご了解いただきましたので、区のほうといたしましては、この答申案を基に、来年の当初予算の委託費、指定管理費への反映を行っていただくということになろうかと存じます。

そういうことで、よろしゅうございますか。

( 了承 )

○会長            ありがとうございました。

                  今回持ち越しとなりましたことがございますので、また、特別区の人事委員会の月例給の勧告がまだございますので、引き続き答申案を最終的に詰めて行いたいというふうに思います。

                  他にご意見がなければ、これで審議会は閉じたいと存じますが、次の日程についてはご確認できますでしょうか。

○事務局            次回の日程についてお知らせいたします。

                  お手元に各委員の日程調整の結果を配付いたしました。恐れ入りますが、日時をご確認の上、決定いただけないでしょうか。

○会長            12月24日の午前10時開催ということでございますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（ 了承 ）

○会長            ありがとうございました。

                  本日は非常に活発なご意見を頂戴いたしまして、大変ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

                  今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。